

第3章 史跡の概要

1 指定に至る経緯

旧居の保存運動の発端は、当時の所有者の根岸磐井が日本銀行在職中に、東京の書店で八雲の『知られぬ日本の面影』上下2巻を求め、その中に書かれた「日本の庭」を読んだことが始まりである。磐井は、松江尋常中学校で八雲に学び、その後、八雲が在職している熊本第五高等学校法科に進んで、最後は、東京帝国法科大学で学んだ。このとき八雲も東京帝国大学英文学科講師として在職している。根岸磐井は、卒業後、日本郵船に就職し、その後日本銀行に転職した。

磐井が「日本の庭」を読んでみると、そこに愛着をもって詳しく描かれていたのが自分の育った家と庭であるのに驚いた。それがきっかけで彼は、日本銀行を辞して旧居の保存のために松江に帰り、旧居の保存運動と八雲の顕彰活動に熱意を注ぐことになった。その内容については、第2章 史跡周辺の概要 3 歴史環境 《八雲の顕彰活動と旧居の保存運動》に詳述している。

2 指定の状況

1) 指定告示

文部省告示第五百四十六號		
史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通		
指定ス		
昭和十五年八月三十日		
文部大臣 橋田 邦彦		
名称	所在地	地域
小泉八雲舊居	島根縣松江市北堀町	三一〇番ノ一、三一五番、三一五番ノ二

2) 指定通知書

證宗九八號 昭和十五年八月三十一日 文部省宗務局長		島根縣知事殿 史蹟指定ニ關スル件	貴管内左記ノ官報八月三十日文部省告示五百四十六號ヲ以テ指定相成タル處右ニ對スル指定ノ事由及保存ノ要件ハ別紙ノ通ニ有之必要已ムヲ得サル場合ノ外現狀變更又ハ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ハ之ヲ許可セサルコトヲ要スルモノニ付保存ニ關シテハ遺漏無之様御取計相煩度	史蹟 小泉八雲舊居 所在地 島根縣松江市北堀町 指定地積 民有 三筆 三百一十一坪五合八勺 説明 (省略) ③指定説明文 参照 指定ノ事由 保存要目史蹟ノ部第八及第十二依ル (指定基準八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類、指定基準九 外国及び外国人に関する遺跡) 保存ノ要件 建物及附屬工作物ハ應急修理ノ場合ト雖注意スルコト (文部省告示第24号 平成7年3月6日改正)
--	--	--------------------------------	--	--

3) 指定説明とその範囲

文化庁の「国指定等データベース」の詳細解説では、以下のように紹介されている。

「英吉利人ラフカディオ・ヘルンハ後歸化シテ小泉八雲ト改メシガ明治二十三年八月島根縣尋常中學校（今ノ島根縣立松江中學校）ノ英語教師ニ聘セラレテ松江市ニ來レリ初メ縁取町（今ノ東本町）ノ旅館ニ、次デ末次本町ニ寄寓セシガ翌年五月ヨリ同年十一月同市ヲ去ルマデ北堀町根岸氏留守宅ヲ借り受ケテ居住セリ而シテ此ノ舊居ハ堀ヲ隔テテ松江城ニ對シヘルンノ最モ意ニ適セシ處ニシテ印象ノ深カリシニ由リ其ノ光景ハ日本ヲ紹介セル著述中ニ描寫セラレタルヲ以テ海外ニ喧傳セラルルニ至レリ

舊居ハ舊士族屋敷ノ一トシテ略完備セル様式ヲ示シ平家建瓦葺ノ本屋ハ南面シ間口八間半、奥行五間半アリ前面ニ表門及瓦葺腰板附土塀ヲ存ス玄關ノ西ニ四疊敷アリテ南庭ニ對シ其ノ北ニアル九疊敷ハヘルンノ居間ニシテ客室ヲ兼ネ西庭ニ面シ南庭又ハ北庭ヲモ併セ望ミ得ル位置ニアリ居間ノ北ニ六疊敷ノ書齋アリ主トシテヘルンノ著作ヲ為セシ處ニシテ最モ愛好セル小蓮池ハ其ノ北ニアリ又西ニハ瓦葺ノ土塀ヲ繞ラシ北面ニ組垣アリ尚屋内ニハ妻小泉節ノ居間其ノ他諸室、炊事場等存セリ東北方ニ赤山ノ竹藪ヲ望ミ極メテ閑静ナル居宅ナリ」

[昭和 15 年 8 月 31 日 文部省指定通知より（文化庁ホームページ国指定文化財等データベース解説文と同）]

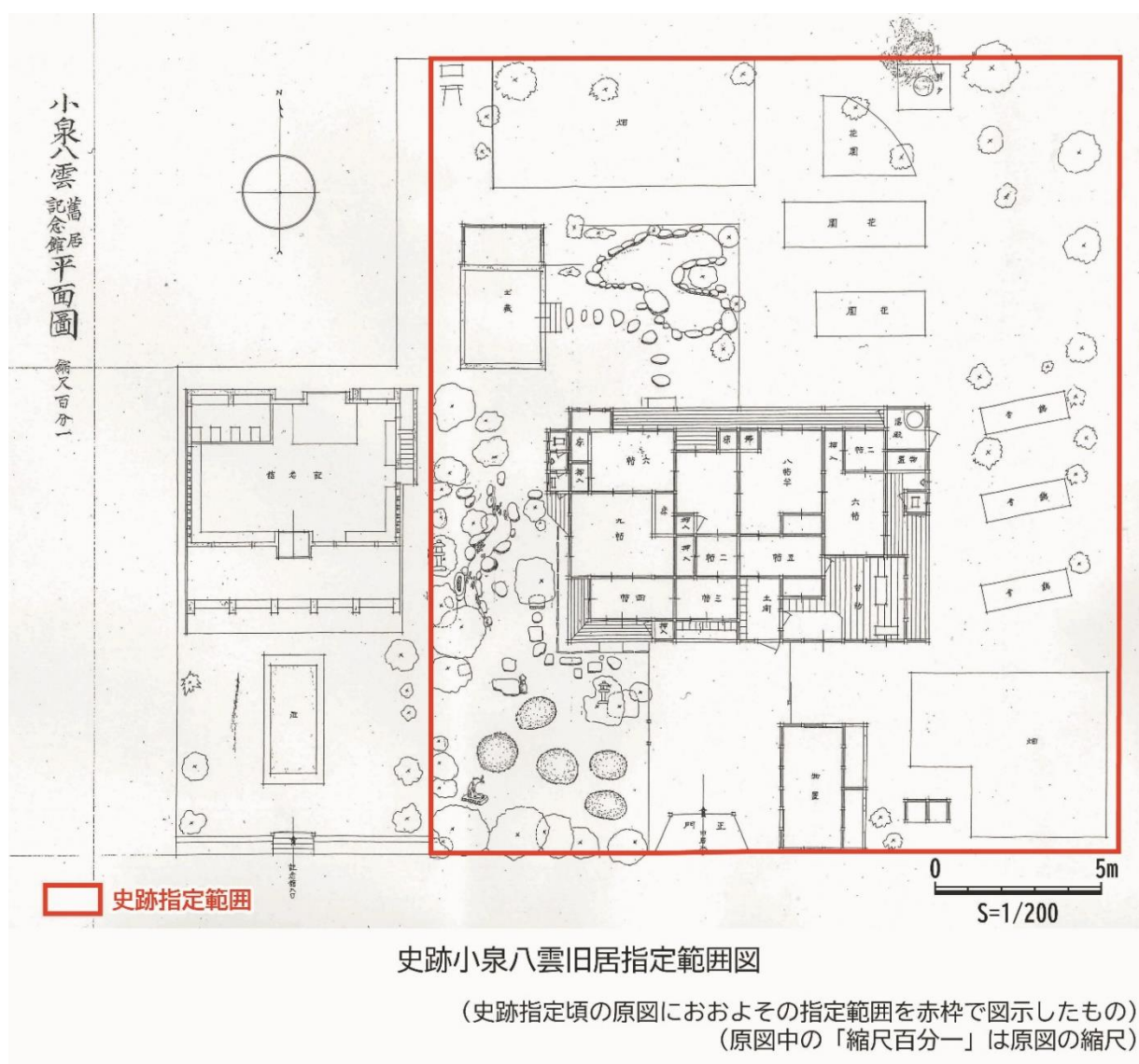


図 3-1 史跡指定範囲

4) 指定地の現状

①これまでの調査、整備

根岸家は以前の居住者である吉岡家から受け継いだ「吉岡四郎太ヨリ附送り」と記された家相図（図 3-2）を所有しており、これが現在の旧居の間取りとほぼ一致するため、旧居の建築年は、根岸家がこの屋敷に居住を始めた元治元(1864)年以前と推定される。八雲が退去したあとの旧居は、干夫により主屋の増築などが行われていたと言われるが、大正 9(1920)年に干夫の長男である根岸磐井の記憶と家相図により八雲在住時の姿に復元された。その際、八雲の妻小泉セツによる復元の確認も行われている。

磐井による復元後、今日に至るまで旧居に対し、必要な修理、整備等が行われ、八雲在住時の姿を色濃く保存してきた。近時の大規模な修理工事については、昭和56(1981)年度から58(1983)年度までの3ヶ年をかけて、主屋、土蔵、廐、供待、土塀の修理工事を行っている(図3-3)。その際、主屋は半解体修理を行い、間取り等を八雲

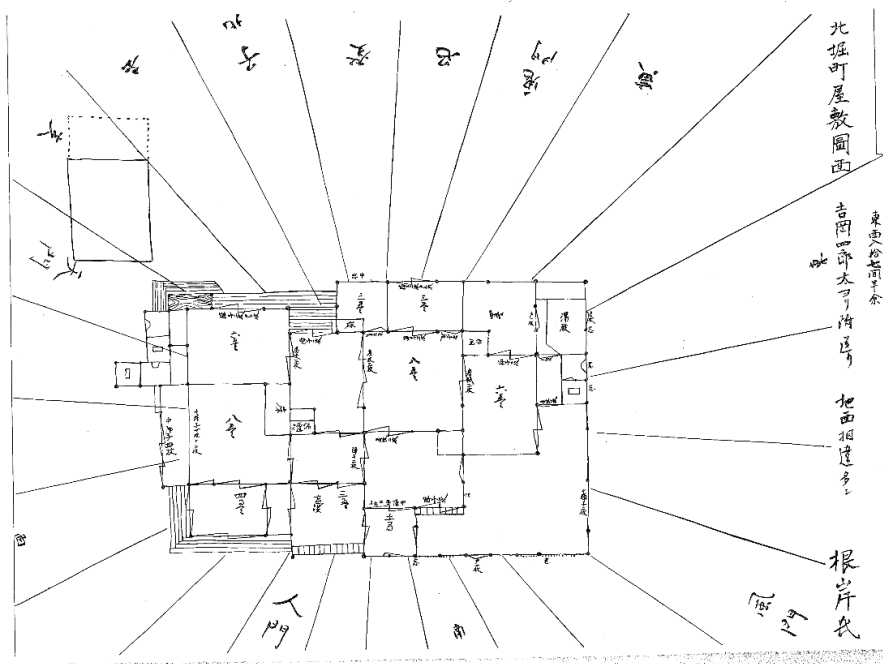


図3-2 根岸家所有家相図(「史跡小泉八雲旧居修理工事報告書(昭和58年度)」より転載)

在住時の姿に復元したとしている。根岸家所有の江戸時代末期の旧居の家相図や解体修理工事時の調査において確認できた建築材の痕跡等から、旧居の間取りは江戸時代末期には14室であったことがうかがえ、八雲の著作『知られぬ日本の面影』の中での記述と一致した。また、上屋部分については、根岸家の言い伝えによれば当初茅葺であり、明治5年頃に瓦葺に改めたと伝えられていたが、昭和58(1983)年の



図3-3 小泉八雲旧居現況平面図(「史跡小泉八雲旧居修理工事報告書(昭和58年度)」より転載)

調査により、明治5(1872)年に柿葺きを施していた形跡が見つかり、明治の修理も含めて3回屋根の葺き替えを行っていたことが分かった。修理をしながら現在まで引き継いできた土塀については、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度の2ヶ年をかけて保存修理工事によ

り復旧を行った。土蔵西側は昭和 26(1951)年度にコンクリート製の防火壁が整備された。

表 3-1 旧居の概要

名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所在の場所
史跡 小泉八雲旧居			
主 屋	1 棟	桁行 16.620m, 梁間 10.500m, 一部二階, 寄棟造, 四面下屋付, 棧瓦葺。	
土 蔵	1 棟	土蔵造, 桁行 3.972m, 梁間 2.979m, 二階建, 切妻造, 東面庇付, 北面下屋付, 何れも棧瓦葺	
厩、供待部屋	1 棟	桁行 5.938m, 梁間 4.010m, 二階(一部中二階), 切妻造, 東面葺下し及び庇付, 棧瓦葺	松江市北堀町 315 番地
塀	総延長 59.0m	主屋, 厩間 延長 2.8 メートル 主屋, 表門間 // 7.6 メートル 屋敷南面西方 // 12.5 メートル 屋敷西面 // 21.7 メートル 厩, 表門間 // 3.0 メートル 屋敷南面厩東方 // 11.4 メートル	

表 3-2 調査・整備の経緯

年 度	事 業 の 内 容
1943 (昭和18年)	風水害被害による西面塀の修理工事（国庫補助）
1951 (昭和26年度)	防火壁整備（土蔵西側）、防火用導水枡、上水道消火栓、防火植樹（田部美術館側）、軽消火器整備（国庫補助）
1952 (昭和27年度)	自動火災報知装置、電話（増設）架設
1962 (昭和37年度)	西側塀の復旧
1975 (昭和50年度)	自動火災報知設備改良工事（国庫補助）
1981～1983 (昭和56～58年度)	主屋、土蔵、厩・供待、塀の修理工事（国庫補助）
	主屋の半解体調査
1984 (昭和59年度)	電線地下埋設、ケーブル立上柱建植、架空線設置
1990 (平成2年度)	下水道管埋設、下水道公共枡設置
1991 (平成3年度)	仏間公開のための改修
	（縁側の建具撤去、仏間建具取付、相の間をカーペットへ変更）
	主屋（流し場）の梁の取替と仮設柱の設置
1992 (平成4年度)	北面縁側の劣化した鴨居の取替
1996 (平成8年度)	塀・表門修理工事（国庫補助）
2002 (平成14年度)	史跡内に自生する雑木等の処理搬出
2006 (平成18年度)	主屋、表門、南面塀の部分修理工事（国庫補助）
2011 (平成23年度)	旧居主屋の床下換気設備と防犯設備設置
2017 (平成29年度)	主屋・土蔵の雨樋の修繕
2018 (平成30年度)	光ファイバー線の敷設
2018 (平成30年度)	市による史跡買上げ（国庫補助）
2020～2021 (令和2～3年度)	土塀保存修理工事（国庫補助）
2020 (令和2年度)	倒木の恐れがある樹木の伐採
2024 (令和6年度)	老朽化した鳥居の修繕

②土地の所有

旧居の史跡指定地は江戸時代において、中・下級武士の武家屋敷地として利用された。史跡指定地（北堀町 310-1、315、315-2）は、もともと現在の記念館敷地（奥谷町 322）と合わさったひとつの筆（表口 28 間 2 尺、後 25 間 5 尺、東入 18 間 4 尺、西入 18 間 2 尺）であったが、敷地が広く維持管理が行き届かないため、藤江八郎兵衛が家主であった天保 6(1835)年 2 月に 2 つに分筆し、現在の記念館敷地である西側の表側 11 間、奥行 18 間 2 尺分は大島八助へ引き渡された。根岸家は、元治元(1864)年以降、現代まで旧居に居住していたが、根岸家の申し出を受けて、史跡周辺の景観を保護し良好な環境のもと後世に受け継ぐために、平成 31(2019)年 1 月 22 日に松江市が土地と建物を取得した。

表 3-3 指定地の所有者区分

地名地番	所有者	地目	面積(㎡)
北堀町310-1	松江市	宅地	204.95
北堀町315	松江市	宅地	659.76
北堀町315-2	松江市	宅地	165.28
合計			1,029.99

※それぞれの面積は、不動産登記簿（公簿）による。

を行っており、令和5(2023)年度から一般社団法人八雲会が指定管理者となっている。

旧居の観覧料と開館時間は表3-4のとおりである。また、旧居と記念館の両方を利用できる2館共通券を、各施設の団体料金の合計額(例:記念館団体料金480円+旧居団体料金320円=2館共通券 大人料金800円)で販売し、来訪者の利便性を高めることで八雲についての理解促進を図っている。共通券利用などの場合を除き、観覧料は基本的に旧居の窓口で支払うこととなるが、支払いは現金のほか、キャッシュレス決済にも対応している。観覧者は主屋の中から南と西側および北側の庭を眺めることができる。

近年は、旧居の一般公開に加え、イベントも開催されており、毎年9月下旬から10月下旬に松江城周辺をライトアップする「松江水燈路」の開催にあわせて演奏会などの夜間イベントを実施している。この演奏会では、楽器の音色とともに、八雲が記述した庭から聴こえる虫の音色を現在でも楽しむことが出来、八雲が感じた世界を濃密に体感できるイベントのひとつとなっている。



図3-5 公開範囲

表 3-4 小泉八雲旧居の観覧料と開館時間

区分 1	区分2	入館料金 (円)	開館時間
個人	大人	400	9:00～18:00 (4月～9月)
	小中学生	200	
団体(20名以上)	大人	320	9:00～17:00 (10月～3月)
	小中学生	160	
松江市民	大人	200	
	小中学生	100	

※年中無休（施設メンテナンスのため、年 6 回程度の不定休あり）

表 3-5 小泉八雲旧居の観覧者数の推移

年度	観覧者数
平成29年度	57,495名
平成30年度	39,660名
令和 元年度	37,815名
令和 2 年度	14,231名
令和 3 年度	12,197名
令和 4 年度	24,889名
令和 5 年度	29,656名

表 3-6 近年の旧居でのイベント開催状況

開催日	イベント名	概要
令和3年10月2日	神々の国の首都への誘い -旧居ニテ八雲ヲ想フ 明治・大正時代の足踏みオルガンを奏でる	オルガンの演奏会
令和3年10月9日	神々の国の首都への誘い -旧居ニテ八雲ヲ想フ アイリッシュ・フルート&ギターコンサート	アイリッシュ・フルートとギターの演奏会
令和4年10月8日	虫の声と織りなす絃の調べ	ヴァイオリンとハープの演奏会
令和4年10月9日	かそけき夢の音-明治・大正の足踏みオルガンとともに	オルガンの演奏会
令和5年10月6日	小泉清に捧げる弦楽のしらべ～旧居にてバッハを奏でる	ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、チェンバロによる演奏会
令和6年9月26日	「八雲忌」のリモート鑑賞	小泉八雲熊本旧居で開催の「怪談」朗読会を松江の旧居においてリモート鑑賞

3 隣接関連地の概要

旧居を効果的に保存活用するために連携が重要と思われる隣接関連地としては、記念館（奥谷町 322）と北側保全地（奥谷町 318-6）が挙げられる。

1) 小泉八雲記念館の沿革と概要

旧居の西側に隣接する奥谷町 322 には、小泉八雲の功績を後世に伝えるための資料館である記念館が設置されている。根岸磐井らの所有地であったこの土地に八雲会の尽力により記念館が建設され、開館の昭和 9(1934)年 6 月 6 日と同時に八雲会から松江市へ寄贈（敷地は市が買取）された。当初の記念館は、モダニズム建築家である山口蚊象により設計され、正面に古代ギリシャの神殿を思わせる列柱が並ぶものだったが、塩見縄手地区が松江市伝統美観保存区域に指定されたことに伴い、昭和 59(1984)年に和風の外観の平屋建てに改築された。さらに平成 28(2016)年には、一部 2 階建てに増改築され、展示スペースを拡大してリニューアルオープンした。



図 3-6 小泉八雲記念館の航空写真

表 3-7 小泉八雲記念館の入館料と開館時間

区分 1	区分2	入館料金 (円)	開館時間
個人	大人	600	9:00～18:00 (4月～9月)
	小中学生	300	
団体(20 名以上)	大人	480	9:00～17:00 (10月～3月)
	小中学生	240	
松江市民	大人	300	
	小中学生	150	

表 3-8 小泉八雲記念館の観覧者数の推移

年度	観覧者数
平成29年度	77,081名
平成30年度	73,809名
令和 元年度	80,751名
令和 2 年度	31,122名
令和 3 年度	29,877名
令和 4 年度	52,057名
令和 5 年度	64,952名

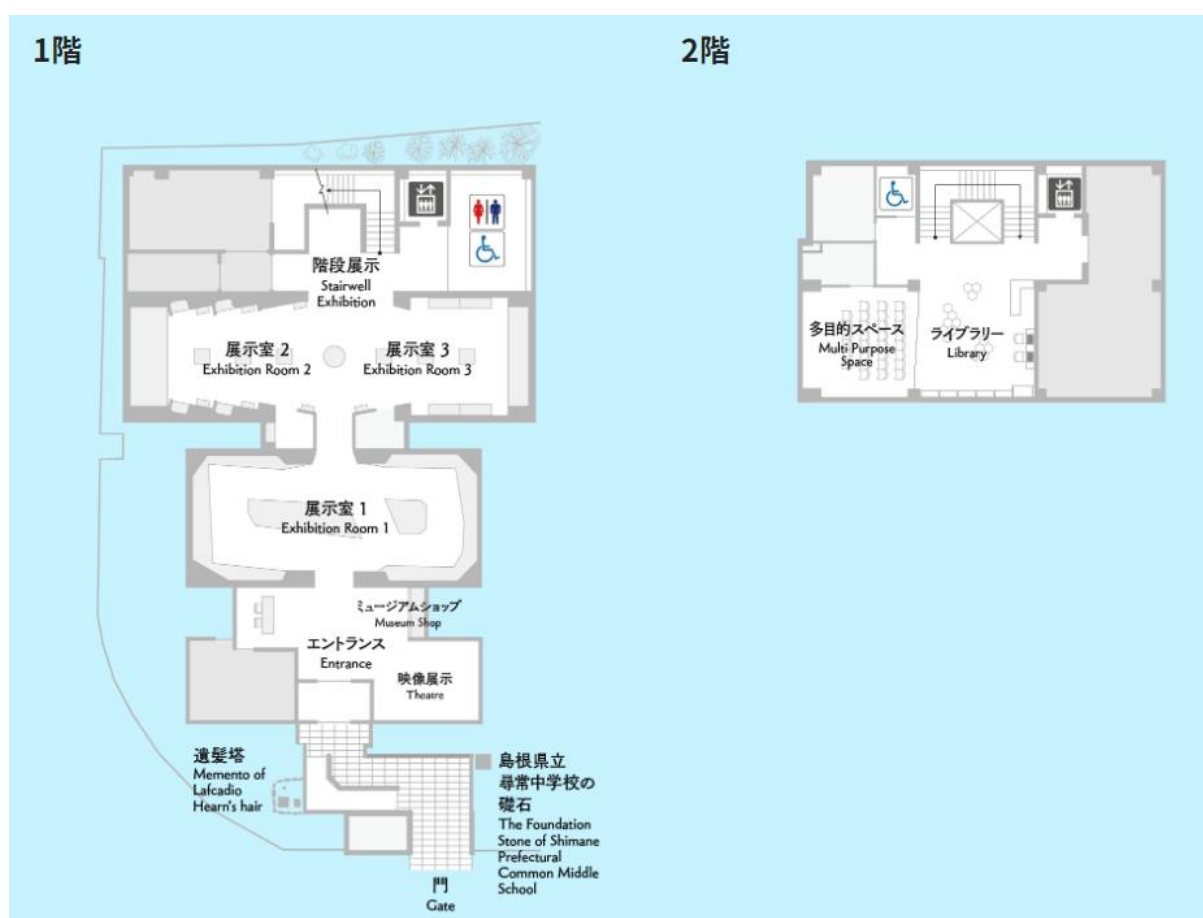


図 3-7 小泉八雲記念館の平面図

表 3-9 小泉八雲記念館の所有者区分

地名地番	所有者	地目	面積(㎡)
奥谷町322	松江市	宅地	729.75

※それぞれの面積は、不動産登記簿（公簿）による。

2) 北側保全地の概要

旧居の北側に隣接する北側保全地（奥谷町 318-6）は、八雲の著作で表現された旧居からの「森が鬱蒼と高く茂った」景観を維持するため、昭和 29(1954)年に松江市が取得した。現在も主に山林となっているが、土地の一部が比較的平坦な空き地となっており記念館の職員等の駐車場として活用している。

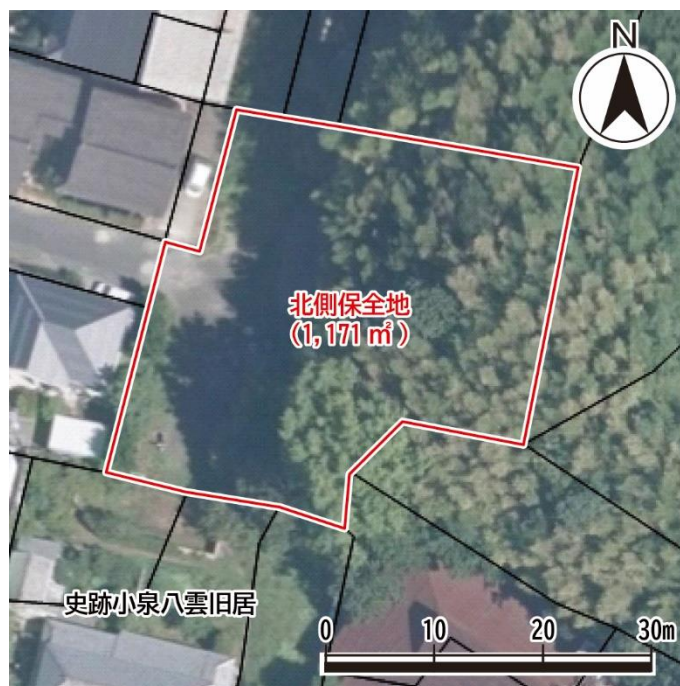


図 3-8 北側保全地の航空写真

表 3-10 北側保全地の所有者区分

地名地番	所有者	地目	面積(m ²)
奥谷町318-6	松江市	雑種地	1,171

※それぞれの面積は、不動産登記簿（公簿）による。